令和７年６月12日開会

令和７年６月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目　　次

第　1　号	令和７年度徳島県一般会計補正予算（第２号）	1頁
第　2　号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	7
第　3　号	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	9
第　4　号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	13
第　5　号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	15
第　6　号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について	23
第　7　号	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	25
第　8　号	徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	27
第　9　号	民生委員定数条例の一部改正について	35
第　10　号	徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	37
第　11　号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正について	39
第　12　号	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事の請負契約について	41
第　13　号	魚類移送設備（ベルトコンベア）の購入契約について	43
報告第１号	令和６年度徳島県継続費繰越計算書について	45
報告第２号	令和６年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	47
報告第３号	令和６年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	57
報告第４号	令和６年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について	59
報告第５号	令和６年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	61

報 告 第 6 号　令和６年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について …… 63頁
報 告 第 7 号　令和６年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について …… 65
報 告 第 8 号　令和６年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書について …… 67
報 告 第 9 号　令和６年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について …… 69
報 告 第 10 号　損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 71
報 告 第 11 号　損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 73
報 告 第 12 号　損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 75
報 告 第 13 号　損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 77
補正予算説明
1　令和７年度徳島県一般会計補正予算（第２号）説明書 …… 81
⑴　歳入歳出補正予算（第２号）事項別明細書 …… 81
1　総　括 …… 81
2　歳　入 …… 85
3　歳　出 …… 99
⑵　補正予算（第２号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 ……127
⑶　補正予算（第２号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 ……129

第 1 号　　令和７年度徳島県一般会計補正予算（第２号）

令和７年度徳島県一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,618,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,969,062千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令 和 7 年 6 月 12 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
7　分担金及び負担金		千円 1,986,454	千円 47,197	千円 2,033,651
	1　分担金	178,408	6,453	184,861
	2　負担金	1,808,046	40,744	1,848,790
9　国庫支出金		60,049,578	3,593,200	63,642,778
	1　国庫負担金	30,346,551	360,749	30,707,300
	2　国庫補助金	27,861,494	3,221,839	31,083,333
	3　委託金	1,841,533	10,612	1,852,145
12　繰入金		29,189,677	20,000	29,209,677
	2　基金繰入金	28,438,817	20,000	28,458,817
13　繰越金		1,000,000	508,665	1,508,665
	1　繰越金	1,000,000	508,665	1,508,665
15　県債		45,708,000	2,449,000	48,157,000
	1　県債	45,708,000	2,449,000	48,157,000
歳入合計		516,351,000	6,618,062	522,969,062

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		30,712,968	96,531	30,809,499
	2 企画費	7,662,813	56,500	7,719,313
	6 防災費	3,177,642	40,031	3,217,673
3 民生費		71,106,645	14,169	71,120,814
	2 児童福祉費	16,629,186	14,169	16,643,355
4 衛生費		26,254,611	65,986	26,320,597
	1 公衆衛生費	7,127,812	20,986	7,148,798
	2 環境衛生費	2,536,198	45,000	2,581,198
5 労働費		3,502,758	20,000	3,522,758
	1 労政費	2,319,782	20,000	2,339,782
6 農林水産業費		30,474,297	1,497,376	31,971,673
	1 農業費	5,376,555	44,693	5,421,248
	3 畜産業費	1,328,695	109,143	1,437,838
	4 農地費	10,271,284	78,500	10,349,784
	5 林業費	9,639,966	975,247	10,615,213

	6 水産業費	2,760,749	289,793	3,050,542
7 商工費		66,098,248	97,500	66,195,748
	3 観光費	1,687,630	97,500	1,785,130
8 土木費		54,479,450	4,374,982	58,854,432
	2 道路橋りょう費	24,190,324	2,394,740	26,585,064
	3 河川海岸費	13,800,080	582,062	14,382,142
	4 港湾費	4,584,878	349,758	4,934,636
	5 都市計画費	6,512,206	1,048,422	7,560,628
10 教育費		91,851,653	451,518	92,303,171
	1 教育総務費	13,666,721	418,261	14,084,982
	5 特別支援学校費	8,914,642	18,528	8,933,170
	7 保健体育費	1,381,069	14,729	1,395,798
歳出合計		516,351,000	6,618,062	522,969,062

第２表　債務負担行為補正

１　追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額
水道施設強靱化支援事業費に係る補助金	自　令和８年度 至　令和９年度	108,000千円

第３表　地方債補正

１　変　　更

起　債　の　目　的	限　度　額	
	補　正　前	補　正　後
防災事業	千円 490,000	千円 499,000
農地事業	2,147,000	2,177,000
林業治山事業	2,227,000	2,637,000
水産事業	735,000	858,000
道路橋りょう事業	11,095,000	12,102,000
河川海岸事業	7,739,000	8,095,000
港湾事業	2,128,000	2,344,000
都市計画事業	2,981,000	3,279,000
計	45,708,000	48,157,000

第二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

第十六条の三を第十六条の四とする。

第十六条の二の見出しを「（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員等に対する意向確認等）」に改め、同条第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十六条の二　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第二十五条第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三　職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三　対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

1　この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　任命権者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第十六条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講ぜられた措置は、同日以後は、同項の規定により講ぜられたものとみなす。

提案理由

国家公務員について、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等の措置が講ぜられることに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十二条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十二条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十二条の二　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十二条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十二条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分

二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十二条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十三条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十四条　育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正）

第二条　次に掲げる条例の規定中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

一　技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第十一条第二項

二　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）第十八条第二項

三　病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）第二十四条第二項

附　則

1　この条例は、令和七年十月一日から施行する。

2　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十二条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、地方公務員について、一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を請求することができることとされたことに伴い、当該時間を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表五十の項1中「第十八条第十七項前段」を「第十八条第十八項前段」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　旅費の種目及び内容（第九条―第二十条）

第三章　雑則（第二十一条―第二十六条）

附則

第一条中「公務」を「、公務」に改める。

第二条第一項第五号中「職員については」を「場合又は所属長が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他所属長が認める場所。第二十一条において同じ。」に改め、同項第六号中「に掲げる」を「及び第二十二条の三第一項に掲げる」に改め、同項第七号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　家族　内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

十　職務の等級　職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第四条第一項第一号、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第四条第一項第三号及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第四条第一項第二号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の等級及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の等級をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）」及び「第十二条を除き、」を削り、「死亡した場合」の下に「その他規則で定める場合」を加え、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条第二項中「、公務」を「公務」に改め、同条第四項中「よつてこれを」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に、「よるいとまのないときは」を「当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に、「提示し」を「通知し」に改め、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「を申請する」を「の申請をする」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「よる」の下に「旅行命令の変更の申請をせず、又は」を加え、「したが、」を「したが」に改める。

第六条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第六条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

2　内国旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第七条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び次章に定める種目及び内容に基づき、」に、「より、」を「より」に、「の旅費により」を「によつて」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第八条から第十二条までを削る。

第十二条の二第一項中「書類を」を「資料を」に、「添附書類」を「資料」に改め、同条第四項中「添附書類の種類、」を「資料の種類及び」に改め、「及び様式」を削り、「第二項及び前項」を「前二項」に改め、同条を第八条とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章　旅費の種目及び内容

（鉄道賃）

第九条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　特別車両料金（知事等が利用する場合に限る。）

六　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により知事等以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　特別船室料金（知事等が利用する場合に限る。）

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により知事等以外の職員が移

動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条　航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一　内国旅行の場合であつて、知事等が移動するとき　最上級の運賃の額

二　外国旅行の場合であつて、知事等が移動するとき及び職務の等級が五級以上の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額

三　外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者が移動するとき並びに職務の等級が五級以上の者が特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

四　外国旅行の場合であつて、職務の等級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき　最下級の直近上位の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が所属長の承認を受けて当該職員の所有する自家用自動車等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両のうち知事が定めるものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3　前項の路程は、当該旅行につき自家用自動車等により旅行した全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十三条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に掲げる額を参酌し、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める宿泊費基準額（次条第一項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が旅行中の宿泊に要する費用として現に支払つた額を超える場合の宿泊費の額は、当該現に支払つた額とする。

（包括宿泊費）

第十四条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として現に支払つた額を超える場合の包括宿泊費の額は、当該現に支払つた額とする。

（宿泊手当）

第十五条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額を参酌し、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（転居費）

第十六条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十七条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、

現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2　所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十九条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして知事が定める費用の額とする。

（日額旅費）

第二十条　第六条第二項の規定により支給する日額旅費は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張であつて任命権者がその性質上日額旅費を支給することを適当と認めて知事に協議して定めるものとし、知事が別に定める基準により支給する。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第三章　雑則

（近距離地域内旅行の旅費）

第二十一条　在勤庁から二キロメートル以内の地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、当該旅行が二以上の市町村の区域にわたる場合については、転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給する。

（退職者等の旅費）

第二十二条　第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2　前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3　所属長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第二十三条　第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の調整）

第二十四条　所属長は、旅行者が公用の交通機関を利用して旅行した場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による正規の旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2　所属長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第二十五条　所属長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2　所属長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

（実施規定）

第二十六条　この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

第四章を削る。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3　改正後の条例の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4　改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正）

5　公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和二十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一の」を「に定める」に改める。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと等に鑑み、本県職員の旅費に関する制度を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第二条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（徳島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に改め、「これらを」を削る。

第五条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第六条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

2　改正後の第五条及び第六条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

（徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正）

第一条　徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付の特例）

第四条　別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2　前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

別表に次のように加える。

四十七	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第一項の規定に基づく製品検査命令に係る検査	徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）第七条第二項に規定する金額
四十八	食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
四十九	食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の	九万円

登録		
五十　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	一万八千円（自動車において調理をする営業に係る許可の申請に係る審査にあっては一万千円、その形態により食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条ただし書の規定の適用を受ける営業（以下「特殊営業」という。）のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあっては九千円、露店による営業に係る許可の申請に係る審査にあっては一万千円）	
五十一　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	七千円	
五十二　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	一万千円	
五十三　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	一万千円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあっては、七千円）	
五十四　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	二万三千円	
五十五　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	一万千円	
五十六　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	二万三千円	
五十七　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	二万三千円	
五十八　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	二万三千円	
五十九　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品	二万三千円	

の放射線照射業の許可の申請に対する審査	
六十　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	一万五千円
六十一　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	一万五千円
六十二　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
六十三　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
六十四　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
六十五　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	一万八千円
六十六　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
六十七　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	一万八千円
六十八　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
六十九　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	一万八千円
七十　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	一万八千円
七十一　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	一万五千円
七十二　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆	一万五千円

製造業の許可の申請に対する審査	
七十三　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	一万五千円
七十四　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
七十五　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	三万千円
七十六　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
七十七　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	三万千円
七十八　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	一万八千円
七十九　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
八十　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	一万五千円
八十一　食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	二万三千円
八十二　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基づく理容所の検査	一万六千円
八十三　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場の許可の申請に対する審査	一万四千円（仮設興行場に係る許可の申請に係る審査にあっては、七千円）
八十四　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	二万二千円
八十五　旅館業法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定に基づ	七千四百円

く旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	
八十六　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	二万二千円
八十七　化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第三条第一項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	一万九千円
八十八　化製場等に関する法律第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	一万二千円
八十九　化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	六千円
九十　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査	一万六千円
九十一　クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許	五千六百円
九十二　クリーニング業法第七条第一項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	七千円
九十三　クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正	二千九百円
九十四　クリーニング業法施行令第一条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付	三千四百円
九十五　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及びその返還	一頭につき、七百円に抑留の日数を乗じて得た額と二千三百円との合計額
九十六　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	二万二千円
九十七　と畜場法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一万円
九十八　と畜場法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	イ　牛　次に掲げる牛の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　生後一年以上の牛　一頭につき八百円

	⑵　生後一年未満の牛　一頭につき五百円 ロ　馬　次に掲げる馬の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ⑴　体重が二百キログラムを超える馬　一頭につき八百円 ⑵　体重が二百キログラム以下の馬　一頭につき四百円 ハ　豚、めん羊又は山羊　一頭につき三百円
九十九　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の規定に基づく美容所の検査	一万六千円
百　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理についての定期に行う検査	一簡易専用水道につき一万五千円（実地検査以外の方法による検査にあっては、二千円）
百一　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第一号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百二　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第二号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百三　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第四号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百五　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第五号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	三万五千円
百七　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建	三万五千円

築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第七号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	
百八　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第八号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	四万五千円
百九　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	一万九千円
百十　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	一万円
百十一　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
百十二　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録	九万円
百十三　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づく食鳥検査	一羽につき三円（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に行う食鳥検査にあっては、四円）
百十四　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	五千五百円
百十五　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	二千三百円
百十六　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）	八百七十円

別表の備考第二号中「金額は、」の下に「当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を加え、同備考に次の二号を加える。

三　食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の五十の項から八十一の項までの手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、それぞれこれらの項に定める金額の十分の九に相当する金額とする。

四　この表の八十九の項の事務について、一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の化製場等に関する法律第九条第一項の規定に

基づく動物の飼養又は収容の許可の申請が行われるときは、これらの申請は、一件の申請とみなす。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

事務	納付を受ける者
別表第一の百十三の項の事務	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関

（徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正）

第二条　徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十五の項から百五十四の項までを削り、同表備考第三号及び第四号を削る。

別表第二の七の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

民生委員定数条例の一部改正について

民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一九人」を「五二二人」に改め、同表鳴門市の項中「一四四人」を「一四五人」に改め、同表阿南市の項中「二〇一人」を「二〇二人」に改め、同表吉野川市の項中「一一六人」を「一一三人」に改め、同表美馬市の項中「一一五人」を「一一三人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四八人」を「四七人」に改める。

附　則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

提案理由

民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、地域の実情の変化等に対応し、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

一　徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）第六条第二項ただし書

二　徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）第十四条第二項ただし書

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正について

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、警察庁の警察官に対し支給される支給品の品目から夏服スカートが削られたことに鑑み、本県の警察官に対し支給する支給品について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令 和 7 年 6 月 12 日 提 出

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

1	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事
2	工事箇所	徳島市国府町中
3	工期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和８年９月30日まで
4	契約金額	865,513,000円
5	契約の方法	一般競争入札
6	契約の相手方	姫野組・島谷建設　国府支援学校体育館棟新築工事共同企業体 代表構成員　徳島市佐古八番町５番７号 株式会社　姫野組 代表取締役社長　姫 野 敬 行 構 成 員　徳島市富田橋７丁目17番地 株式会社　島谷建設 代 表 取 締 役　島 谷 速 敏

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

魚類移送設備（ベルトコンベア）の購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令 和 7 年 6 月 12 日 提 出

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

1	物件名	魚類移送設備（ベルトコンベア）
2	納期	徳島県議会の議決のあった日から令和８年１月31日まで
3	契約金額	97,790,000円
4	契約の方法	一般競争入札
5	契約の相手方	宮城県気仙沼市松崎地生85－１ 株式会社　藤田鉄工所 代表取締役　米 倉 工 雄

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第１号

令和６年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第１項の規定により、令和６年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県継続費繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
										繰越金	特定財源		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計					国支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(分、負) 円
6 農林水産業費	4 農地費	一の堰ゲート改築事業	890,000,000	20,000,000		20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	400,000	11,000,000	7,000,000	1,600,000
	6 水産業費	椿泊荷さばき所整備事業	3,000,000,000	1,700,000,000	600,000,000	2,300,000,000	486,023,000	1,813,977,000	1,813,977,000	58,431,720	906,988,500	645,000,000	(分、負) 203,556,780
8 土木費	2 道路橋りょう費	大鳴門橋自転車道設置事業	2,800,000,000	500,000,000	75,219,000	575,219,000	83,421,895	491,797,105	491,797,105	21,797,105		470,000,000	
		一ノ瀬トンネル新設事業	2,700,000,000	1,000,000,000	800,000,000	1,800,000,000	1,560,000,000	240,000,000	240,000,000	7,000,000	120,000,000	113,000,000	
		恵比須浜トンネル新設事業	2,200,000,000	900,000,000	360,000,000	1,260,000,000	1,040,000,000	220,000,000	220,000,000	6,200,000	129,800,000	84,000,000	

	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業	1,700,000,000	400,000,000	120,000,000	520,000,000	220,000,000	300,000,000	300,000,000	12,000,000	150,000,000	108,000,000	(分、負)30,000,000
		鳴門総合運動公園野球場改築事業	9,890,000,000	3,237,000,000	1,810,000,000	5,047,000,000	2,416,810,000	2,630,190,000	2,630,190,000	52,866,000	615,324,000	1,962,000,000	
10 教育費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業	4,461,293,000	1,747,419,000	1,745,072,000	3,492,491,000	3,224,053,100	268,437,900	268,437,900	26,393,900	44,000	242,000,000	

2 特別会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港荷役機械整備事業	2,160,000,000	270,000,000		270,000,000	108,000,000	162,000,000	162,000,000	31,000,000	54,000,000	77,000,000	

報告第２号

令和６年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和６年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県繰越明許費繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
２総務費	１総務管理費	職員研修費	160,148,000	76,568,000			67,000,000		9,568,000
	２企画費	企画調整費	482,267,000	20,000,000		20,000,000			
		広域交流連携推進費	317,313,000	8,000,000	(繰入金) 8,000,000				
		地方創生の深化のための支援費	2,350,835,000	136,209,000		66,700,000	38,000,000		31,509,000
		地方バス路線対策費	391,969,000	83,500,000		83,500,000			
		航空対策費	394,276,000	54,400,000		54,400,000			
	６防災費	防災対策指導費	353,764,000	75,733,900	(繰入金) 3,000,000		41,000,000		31,733,900

		総合情報通信ネットワークシステム運営費	552,167,000	246,331,000			246,000,000		331,000
		消防学校運営費	280,045,000	99,615,000	(繰入金) 66,000,000		27,000,000		6,615,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉振興対策費	428,393,000	8,000,000		5,250,000			2,750,000
		総合福祉センター運営費	83,806,000	40,239,000			40,000,000		239,000
		障がい者交流プラザ管理運営費	345,667,000	88,087,900			83,000,000		5,087,900
		障がい者地域生活支援費	776,683,000	477,480,000		467,230,000			10,250,000
		老人福祉運営対策費	14,917,309,000	378,310,000		378,310,000			
		介護保険対策費	14,148,241,000	1,136,440,000		1,072,440,000			64,000,000
		社会福祉施設整備事業費	288,888,000	115,220,000		76,813,000	38,000,000		407,000
		老人福祉施設整備事業費	1,124,552,000	488,069,000	(繰入金) 416,472,000	47,731,000	22,000,000		1,866,000
	2 児童福祉費	児童健全育成対策費	913,347,000	534,000					534,000
		特別保育対策費	874,526,000	500,000					500,000
		母子福祉等対策費	145,691,000	63,151,000		63,151,000			
		児童福祉施設整備事業費	88,633,000	81,190,000	(繰入金) 1,327,000	72,863,000	7,000,000		
	3 生活保護費	生活保護法施行事務費	59,664,000	1,860,000		1,860,000			
4 衛生費	1 公衆衛生費	母子保健対策費	274,264,000	34,000,000		34,000,000			

		動物愛護管理費	125,155,000	2,561,000					2,561,000
		障がい者地域生活支援費	44,301,000	31,640,000		31,640,000			
	2 環境衛生費	一般環境対策費	225,742,000	56,098,000		41,798,000			14,300,000
		自然公園等施設整備事業費	47,500,000	37,922,000		18,686,000	16,000,000		3,236,000
		廃棄物処理施設管理指導費	91,893,000	2,445,000					2,445,000
		水質汚濁対策費	114,645,000	70,816,000					70,816,000
	4 医薬費	医療衛生費	4,626,065,000	2,193,221,000		2,193,221,000			
		薬事生産指導費	23,906,000	15,575,000		15,575,000			
5 労働費	1 労政費	一般労政費	1,300,363,000	209,772,000		167,772,000			42,000,000
		県内就職対策費	153,777,000	10,000,000					10,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業未来創造事業費	436,448,000	10,000,000	(繰入金) 10,000,000				
		就業機会創出支援費	331,003,000	15,000,000		10,000,000			5,000,000
		経営総合対策等推進費	117,879,000	47,000,000		47,000,000			
		農作物鳥獣被害防止対策費	214,587,000	18,148,000		18,148,000			
	2 園芸費	園芸振興指導費	283,939,000	184,000,000		184,000,000			
	3 畜産業費	畜産振興対策費	724,331,000	712,000,000		712,000,000			

		家畜保健衛生所運営費	547,939,000	12,559,000	(繰入金) 12,000,000				559,000
	4 農　地　費	土地改良計画調査事業費	28,100,000	18,200,000	(諸収入) 3,000,000			(諸収入) 6,100,000	9,100,000
		県営かんがい排水事業費	107,100,000	58,062,000	(分、負) 10,118,750	28,485,000	14,000,000	(分、負) 3,299,000	2,159,250
		団体営土地改良事業費	138,608,000	25,421,800		19,962,500	3,000,000		2,459,300
		県単独土地改良事業費	154,185,000	77,373,934	(繰入金) 35,350,000				42,023,934
		基幹農道整備事業費	107,895,000	54,722,000	(分、負) 4,645,892	28,182,490	19,000,000		2,893,618
		広域営農団地農道整備事業費	362,850,000	121,860,000	(分、負) 11,988,800	61,882,230	42,000,000		5,988,970
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	226,734,000	107,229,000	(分、負) 10,239,450	57,575,650	32,000,000	(分、負) 5,463,000	1,950,900
		農業集落排水整備事業費	138,576,000	104,445,000		104,445,000			
		経営体育成基盤整備事業費	869,248,000	720,146,000	(分、負) 4,175,000	443,548,038	201,000,000	(分、負) 66,831,500	4,591,462
		農業水利施設保全対策事業費	1,935,999,000	866,260,000	(諸収入) 95,320,010	444,628,950	243,000,000	(諸収入) 56,332,240	26,978,800
		農業水利施設保全合理化事業費	76,360,000	20,000,000		20,000,000			
		耕地地すべり防止事業費	1,118,160,000	875,007,000		431,254,500	436,000,000		7,752,500
		老朽ため池等整備事業費	925,510,000	604,960,000	(分、負) 46,469,220	336,362,150	187,000,000	(分、負) 17,570,000	17,558,630
		地盤沈下対策事業費	275,750,000	187,872,000	(分、負) 11,031,000	101,117,500	70,000,000		5,723,500
		国営付帯県営農地防災事業費	121,700,000	46,850,000	(分、負) 4,369,800	22,966,000	15,000,000	(分、負) 2,520,000	1,994,200

		震災対策農業水利施設整備事業費	144,153,000	116,499,000		115,549,000			950,000
		農地海岸保全施設整備事業費	328,100,000	155,956,000		76,800,000	72,000,000		7,156,000
		地籍調査費	1,166,487,000	481,197,000	(繰入金) 54,000,000	320,798,000			106,399,000
	5 林　業　費	森林計画編成事業費	59,410,000	40,000,000		40,000,000			
		林材業振興対策費	2,259,373,000	30,000,000		30,000,000			
		林業力倍増基盤整備促進事業費	369,130,000	310,277,000		310,277,000			
		森林環境保全整備事業費	1,074,225,000	350,025,000		176,301,000	160,000,000		13,724,000
		優良種苗生産対策費	10,379,000	6,079,000		6,079,000			
		森林基盤整備事業費	2,316,625,000	1,277,515,000	(分、負) 63,372,000	805,286,000	367,000,000		41,857,000
		県単独林道事業費	80,011,000	2,111,000					2,111,000
		神山森林公園管理運営費	122,624,000	44,000,000			18,000,000		26,000,000
		治山事業費	2,661,437,000	1,536,417,000		744,137,000	753,000,000		39,280,000
		林野地すべり防止事業費	466,763,000	311,583,000		150,940,000	155,000,000		5,643,000
		県単独治山事業費	87,619,000	13,129,000			12,000,000		1,129,000
		治山維持補修費	79,896,000	14,986,000			14,000,000		986,000
	6 水　産　業　費	漁業経営構造改善事業費	61,842,000	61,842,000		61,842,000			

		漁業漁村活性化推進費	135,031,000	130,000,000		130,000,000			
		県管理漁港維持補修費	138,817,000	86,707,401			26,000,000		60,707,401
		広域漁港整備事業費	1,898,400,000	92,880,100		31,978,550	53,000,000	(分、負)6,395,710	1,505,840
		水産物供給基盤機能保全事業費	549,691,000	356,716,030	(分、負)5,119,660	177,689,660	120,000,000	(分、負)44,633,446	9,273,264
		水域環境保全創造事業費	85,050,000	34,232,424		17,052,460	15,000,000		2,179,964
		漁港海岸保全施設整備事業費	191,100,000	128,907,850		63,856,435	59,000,000		6,051,415
		県単独漁港漁場整備事業費	41,311,000	33,846,500			27,000,000	(分、負)6,769,300	77,200
		水産基盤整備調査事業費	9,693,000	5,000,000		5,000,000			
7 商　工　費	1 商　業　費	中小企業総合支援費	749,713,000	634,000,000		334,000,000			300,000,000
	2 工　鉱　業　費	地域産業総合振興対策費	1,015,076,000	9,000,000		9,000,000			
		高圧ガス取締費	445,158,000	43,000,000		43,000,000			
		企業誘致対策費	11,430,000	10,981,000					10,981,000
	3 観　光　費	観光交流推進費	186,162,000	30,000,000					30,000,000
		観光施設管理運営費	769,547,000	59,855,000			53,000,000		6,855,000
		観光とくしま促進費	153,140,000	20,000,000		20,000,000			
8 土　木　費	1 土木管理費	土木調査事業費	10,000,000	7,085,000					7,085,000

		土木企画調整事業費	330,782,000	168,657,000			168,000,000		657,000
		建築基準法等施行費	19,277,000	144,000					144,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	4,924,000	600,000		600,000			
		高速自動車道対策事業費	315,151,000	161,192,350			145,000,000		16,192,350
		高速道路整備支援事業費	106,017,000	10,287,567					10,287,567
		道路維持修繕費	7,025,940,000	3,443,240,000			2,193,000,000		1,250,240,000
		道路局部改良事業費	670,000,000	308,400,000	(分、負) 39,503,698		150,000,000	(分、負) 5,615,446	113,280,856
		路側整備事業費	347,423,000	217,330,000			143,000,000		74,330,000
		道路改築事業費	4,409,900,000	2,599,477,000		1,414,973,797	1,134,000,000		50,503,203
		緊急地方道路整備事業費	13,488,109,000	8,168,092,000		5,101,311,203	2,856,000,000		210,780,797
		交通安全対策事業費	458,315,000	46,690,100			10,000,000		36,690,100
		橋りょう修繕費	200,000,000	94,400,000			66,000,000		28,400,000
	3 河川海岸費	河川管理費	262,212,000	110,000,000	(繰入金) 2,000,000		88,000,000		20,000,000
		河川海岸維持修繕費	2,567,900,000	732,000,000			427,000,000		305,000,000
		河川特殊改良事業費	166,000,000	84,000,000			83,000,000		1,000,000
		広域河川改修事業費	2,374,836,000	1,618,684,000		808,424,000	796,000,000		14,260,000

		総合流域防災事業費	5,285,595,000	4,128,677,000	(分、負) 2,868,702	2,014,605,000	1,904,000,000	(諸収入) 7,245,000	199,958,298
		地震・高潮対策河川事業費	1,129,800,000	614,501,000		306,117,000	297,000,000		11,384,000
		堰堤改良事業費	488,000,000	261,297,026		86,240,000	123,000,000		52,057,026
		河川管理施設長寿命化事業費	1,354,500,000	1,177,762,000		588,488,000	581,000,000		8,274,000
		通常砂防事業費	542,000,000	241,592,000		120,594,000	114,000,000		6,998,000
		地すべり対策事業費	2,098,000,000	1,609,575,000		804,129,000	781,000,000		24,446,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	274,850,000	205,100,000	(分、負) 11,797,352	93,059,000	89,000,000	(分、負) 6,326,390	4,917,258
		県単独砂防事業費	83,000,000	25,600,000	(分、負) 6,286,545		18,000,000	(分、負) 554,700	758,755
		砂防維持修繕費	240,000,000	96,153,000			87,000,000		9,153,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	56,900,000			50,000,000		6,900,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	88,200,000			59,000,000		29,200,000
		海岸侵食対策事業費	276,000,000	171,894,000		84,744,000	80,000,000		7,150,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	131,250,000	92,185,000		45,251,000	43,000,000		3,934,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	588,000,000	497,746,000		246,325,000	248,000,000		3,421,000
	4 港　湾　費	港湾海岸施設維持補修費	840,000,000	449,655,000			342,000,000		107,655,000
		港湾環境整備費	67,669,000	26,728,000		3,000,000			23,728,000

		県単独港湾整備事業費	517,000,000	338,782,000					338,782,000
		港湾海岸保全施設整備事業費	1,669,800,000	906,617,000		327,357,305	549,000,000		30,259,695
		港湾補修事業費	1,768,600,000	1,344,275,000		446,809,673	824,000,000		73,465,327
	5 都市計画費	都市計画調査事業費	72,360,000	50,793,000		12,002,000		(諸収入) 13,369,500	25,421,500
		街路事業費	1,758,980,000	364,244,500		179,815,000	136,000,000	(分、負) 36,249,349	12,180,151
		緊急地方道路整備事業費	651,450,000	219,780,000	(分、負) 3,405,852	124,188,000	67,000,000	(分、負) 17,641,807	7,544,341
		公園整備事業費	4,581,510,000	1,091,917,000		431,027,000	626,000,000		34,890,000
		公園維持修繕費	469,052,000	64,995,221					64,995,221
	6 住宅費	県営住宅建設事業費	570,000,000	375,587,216		148,595,000			226,992,216
		建築物耐震化推進費	461,166,000	288,390,660		68,682,000			219,708,660
9 警察費	2 警察活動費	警察装備費	389,204,000	139,399,700					139,399,700
10 教育費	1 教育総務費	教育財産取得及び管理費	206,915,000	195,000,000					195,000,000
		学校教育振興費	234,794,000	70,500,000		65,500,000			5,000,000
	4 高等学校費	高校施設整備事業費	4,554,364,000	2,534,325,000	(繰入金) 116,767,000		2,005,000,000		412,558,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	2,149,721,000	255,214,000					255,214,000
	6 社会教育費	少年自然の家管理運営費	244,087,000	30,000,000					30,000,000

		文化財保護費	67,258,000	6,399,000					6,399,000
		21世紀館運営費	1,041,820,000	274,743,000			247,000,000		27,743,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	70,000,000	26,256,127		26,256,127			
		現年発生災害林道復旧事業費	226,870,000	101,389,000		100,221,000			1,168,000
	2 土木施設災害復旧費	過年発生河川等施設災害復旧事業費	233,000,000	113,853,000		72,501,000	37,000,000		4,352,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	472,117,000	269,255,000		171,123,000	98,000,000		132,000
		市町村災害復旧事業監督事務費	8,000,000	1,400,000		1,400,000			

2 特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 1,182,590,000	円 136,103,457	(繰入金) 円 98,303,000 (繰越金) 1,800,457	円	円 36,000,000	円	円
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	117,233,000	56,629,528	(使、手) 56,629,528				
		徳島小松島港赤石地区整備事業費	330,000,000	54,341,000	(使、手) 10,227,333	18,113,667	26,000,000		
		上屋管理費	58,086,000	6,635,539	(使、手) 6,635,539				
		施設等運営費	222,981,000	5,000,000	(使、手) 5,000,000				
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	180,000,000	164,206,142	(諸収入) 164,206,142				

報告第３号

令和６年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第３項の規定により、令和６年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県事故繰越し繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国支出金	地方債		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	6 防災費	防災対策指導費	70,526,000	21,157,000	49,369,000		49,369,000	(繰越金) 49,369,000				計画に関する協議が難航したため。
6 農林水産業費	4 農地費	老朽ため池等整備事業費	140,659,200	56,263,000	84,396,200		84,396,200	(繰越金) 7,978,840	46,417,360	30,000,000		地元調整に不測の日時を要したため。
	6 水産業費	農林水産総合技術支援センター運営費	80,935,800	20,636,000	60,299,800		60,299,800	(繰越金) 29,364,000			30,935,800	工法検討に不測の日時を要したため。
9 警察費	2 警察活動費	警察装備費	21,560,000		21,560,000		21,560,000				21,560,000	資材の調達が困難になったため。

報告第４号

令和６年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、令和６年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	県立中央病院本館棟機能強化事業	1,750,000,000	700,000,000	200,000,000	900,000,000	348,621,500	551,378,500	551,378,500	549,000,000	2,378,500	

報告第５号

令和６年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和６年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	三好病院手術室増設事業	円 130,000,000	円 8,800,000	円 121,200,000	円 121,000,000	円 200,000	円	円	計画に関する協議が難航したため。
		医療器械等整備事業	3,671,346,000	2,003,044,020	1,663,560,540	1,662,000,000	1,560,540	4,741,440		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						医業収益	医業外収益			
			円	円	円	円	円	円	円	
1 病院事業費用	1 医業費用	三好病院新外来棟基本計画策定事業	22,770,000	10,000,000	12,770,000	6,500,000	6,270,000			計画に関する協議が難航したため。

報告第６号

令和６年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、令和６年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				営業収益	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 事業費用	1 営業費用	川口発電所1号水車発電機改良事業	728,911,000	551,799,000	74,403,374	626,202,374	204,874,600	421,327,774	421,327,774	421,327,774		
		日野谷発電所1号制御装置取替事業	20,000,000	9,231,000	5,385,000	14,616,000	0	14,616,000	14,616,000	14,616,000		
		日野谷発電所1号水車発電機改良事業	576,417,000	143,961,000		143,961,000	0	143,961,000	143,961,000	143,961,000		
		勝浦発電所水車発電機改良事業	479,594,000	38,296,000		38,296,000	15,263,954	23,032,046	23,032,046	23,032,046		

1 資本的支出	1 建設改良費	川口発電所1号水車発電機改良事業	164,931,000	97,353,000	40,481,626	137,834,626	33,444,400	104,390,226	104,390,226		104,390,226	
		日野谷発電所1号水車発電機改良事業	156,671,000	68,499,000		68,499,000	0	68,499,000	68,499,000		68,499,000	
		勝浦発電所水車発電機改良事業	595,411,000	101,536,000		101,536,000	40,470,046	61,065,954	61,065,954		61,065,954	

報告第７号

令和６年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和６年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	790,382,000	576,514,093	136,949,000	136,949,000	76,918,907		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益			
			円	円	円	円	円	円	
1 事業費用	1 営業費用	総合管理推進センター他自然エネルギー新技術導入可能性調査及び詳細設計業務	13,000,000		9,907,700	9,907,700	3,092,300		計画に関する協議が難航したため。

報告第８号

令和６年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、令和６年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				国庫補助金	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	阿南工業用水道送水管布設替事業	4,000,000,000	20,000,000		20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	4,500,000	15,500,000	

報告第９号

令和６年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和６年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和６年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						その他収入	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 439,090,000	円 188,482,059	円 174,106,000	円	円 174,106,000	円 76,501,941	円	計画に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	103,511,000	46,240,006	34,271,900	5,986,667	28,285,233	22,999,094		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 営業収益	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	
1 事業費用	1 営業費用	吉野川北岸工業用水道苛性ソーダ注入設備補修工事	576,000		565,564	565,564	10,436		計画に関する協議が難航したため。

報告第10号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住　１名	円 60,158	令和５年９月19日	徳島市地内	令和７年５月28日
徳島市在住　１名	1,586,771	令和５年９月27日	徳島市地内	令和７年５月28日
徳島市在住　１名	1,054,530	令和５年９月27日	徳島市地内	令和７年５月28日
吉野川市在住　１名	313,745	令和５年11月28日	吉野川市地内	令和７年５月28日
海部郡美波町所在　１法人	403,700	令和６年５月20日	海部郡美波町地内	令和７年５月28日
大阪府大阪市在住　１名	165,000	令和６年５月29日	徳島市地内	令和７年５月28日
板野郡藍住町在住　１名	392,000	令和６年７月18日	板野郡藍住町地内	令和７年５月28日

板野郡北島町在住　１名	155,500	令和６年７月22日	板野郡藍住町地内	令和７年５月28日
美馬市在住　１名	176,669	令和６年８月26日	美馬市地内	令和７年５月28日
阿南市在住　１名	84,491	令和６年12月13日	阿南市地内	令和７年５月28日
徳島市在住　１名	226,000	令和６年12月24日	徳島市地内	令和７年５月28日
香川県高松市在住　１名	345,000	令和７年１月16日	徳島市地内	令和７年５月28日
徳島市在住　１名	62,300	令和７年２月14日	勝浦郡勝浦町地内	令和７年５月28日
板野郡藍住町在住　１名	168,250	令和７年３月５日	三好市地内	令和７年５月28日
板野郡藍住町在住　１名	2,102,304	令和６年６月25日	徳島市地内	令和７年５月29日
小松島市在住　１名	185,471	令和６年12月26日	小松島市地内	令和７年５月29日
徳島市在住　１名	267,300	令和７年１月19日	徳島市地内	令和７年５月29日
三好市在住　１名	32,400	令和７年２月25日	三好市地内	令和７年５月29日

報告第11号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町所在　１法人	円 823,000	令和６年６月30日	徳島市地内 （県道鮎喰新浜線）	令和７年５月26日
吉野川市在住　１名	613	令和６年８月15日	吉野川市地内 （国道193号）	令和７年５月26日
兵庫県姫路市在住　１名	387,000	令和７年２月１日	三好市地内 （県道山城東祖谷山線）	令和７年５月26日
那賀郡那賀町在住　１名	145,000	令和７年３月19日	那賀郡那賀町地内 （国道195号）	令和７年５月26日

報告第12号

損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

港湾施設事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
小松島市在住　１名	円 27,951	令和６年10月５日	小松島市地内 （徳島小松島港和田島地区）	令和７年５月20日

報告第13号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 7 年 6 月 12 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
兵庫県神戸市在住　１名	円 93,423	令和６年12月14日	徳島市地内	令和７年５月29日
徳島市所在　１法人	1,980	令和７年４月１日	板野郡北島町地内	令和７年５月29日

補　正　予　算　説　明　書

令和７年度徳島県一般会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算（第２号）事項別明細書　　（単位　千円）

１　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01　県税	87,000,000	—	87,000,000	—
02　地方消費税清算金	37,872,000	—	37,872,000	—
03　地方譲与税	18,353,000	—	18,353,000	—
04　地方特例交付金	330,000	—	330,000	—
05　地方交付税	152,500,000	—	152,500,000	—
06　交通安全対策特別交付金	165,000	—	165,000	—
07　分担金及び負担金	1,986,454	47,197	2,033,651	85
08　使用料及び手数料	5,407,311	—	5,407,311	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	60,049,578	3,593,200	63,642,778	87
10 財産収入	1,096,352	—	1,096,352	—
11 寄附金	11,359	—	11,359	—
12 繰入金	29,189,677	20,000	29,209,677	93
13 繰越金	1,000,000	508,665	1,508,665	95
14 諸収入	75,682,269	—	75,682,269	—
15 県債	45,708,000	2,449,000	48,157,000	97
歳入合計	516,351,000	6,618,062	522,969,062	—

（歳　　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
01 議会費	1,019,327	—	1,019,327					—
02 総務費	30,712,968	96,531	30,809,499	31,250	9,000	20,000	36,281	99
03 民生費	71,106,645	14,169	71,120,814				14,169	103
04 衛生費	26,254,611	65,986	26,320,597	17,136			48,850	105
05 労働費	3,502,758	20,000	3,522,758	20,000				107
06 農林水産業費	30,474,297	1,497,376	31,971,673	814,414	563,000	47,697	72,265	109
07 商工費	66,098,248	97,500	66,195,748	32,500			65,000	115
08 土木費	54,479,450	4,374,982	58,854,432	2,235,132	1,877,000	△500	263,350	117
09 警察費	22,657,006	—	22,657,006					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	91,851,653	451,518	92,303,171	442,768			8,750	123
11 災害復旧費	12,006,200	—	12,006,200					—
12 公債費	65,747,736	—	65,747,736					—
13 諸支出金	40,140,101	—	40,140,101					—
14 予備費	300,000	—	300,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 508,665	△508,665	—
歳出合計	516,351,000	6,618,062	522,969,062	3,593,200	2,449,000	575,862	0	—

2　歳　　入

（款）　07　分担金及び負担金

（項）　01　分　　担　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
01　農林水産業費分担金	143,408	6,453	149,861	01 農地費分担金	6,453	県営かんがい排水事業費（2.25/10・2.5/10）　1,411 老朽ため池等整備事業費 （0.8/10・1.1/10・1.6/10・2/10）　5,042
計	178,408	6,453	184,861			

（項）　02　負　　担　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　　分	節 金　　額	説　　明	
03　農林水産業費負担金	1,162,705	41,244	1,203,949	02 林業費負担金	24,824	森林基盤整備事業費（1.07/10）	24,824
				03 水産業費負担金	16,420	広域漁港整備事業費（10/100）	4,800
						水産物供給基盤機能保全事業費（14/100）	11,620
04　土　木　費　負　担　金	341,740	△500	341,240	02 河川海岸費負担金	△2,000	急傾斜地崩壊対策事業費（5/100）	△2,000
				03 港湾費負担金	1,500	港湾環境整備事業費（15/100）	1,500
計	1,808,046	40,744	1,848,790				

（款）　09　国 庫 支 出 金

（項）　01　国 庫 負 担 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
05　農林水産業費国庫負担金	425,447	88,820	514,267	03 林業費国庫負担金	43,000	林野地すべり防止事業費（1/2）	43,000
				04 水産業費国庫負担金	45,820	漁港海岸保全施設整備事業費（1/2）	45,820
06　土木費国庫負担金	2,162,500	218,350	2,380,850	01 河川海岸費国庫負担金	115,350	通常砂防事業費（1/2）	19,900
						総合流域防災事業費（1/2）	95,450
				02 港湾費国庫負担金	103,000	港湾海岸保全施設整備事業費（1/3・1/2）	103,000
07　教育費国庫負担金	12,632,082	53,579	12,685,661	01 教育総務費国庫負担金	53,579	高等学校等就学支援金交付金（定額）	53,579
計	30,346,551	360,749	30,707,300				

（項）　02　国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
01　総務費国庫補助金	1,872,973	24,250	1,897,223	02 企画費国庫補助金	24,250	新しい地方経済・生活環境創生交付金（1/2）	24,250
03　衛生費国庫補助金	1,235,948	17,136	1,253,084	01 公衆衛生費国庫補助金	17,136	周産期医療対策費（1/2・10/10）	16,136
						がん対策総合推進費（1/2）	1,000
04　労働費国庫補助金	182,387	20,000	202,387	01 労政費国庫補助金	20,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	20,000
05　農林水産業費国庫補助金	9,448,077	725,594	10,173,671	01 農業費国庫補助金	44,693	植物防疫費（定額）	44,693
				03 畜産業費国庫補助金	109,143	畜産振興対策費（10/10・定額）	109,143
				04 農地費国庫補助金	36,372	県営かんがい排水事業費（1/2）	2,572
						老朽ため池等整備事業費（1/2・5.5/10・10/10）	33,800
				05 林業費国庫補助金	442,786	森林計画編成事業費（定額）	27,500
						森林環境保全整備事業費（3/10）	98,907
						優良種苗生産対策費（定額）	15,538
						森林基盤整備事業費（1/2・10/10）	164,591

						治山事業費（1/2）	136,250
				06 水産業費国庫補助金	92,600	広域漁港整備事業費（1/2）	24,000
						水産物供給基盤機能保全事業費（1/2・5.5/10）	53,600
						水域環境保全創造事業費（1/2）	15,000
06 商工費国庫補助金	470,603	32,500	503,103	03 観光費国庫補助金	32,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	32,500
07 土木費国庫補助金	10,420,955	2,016,782	12,437,737	02 道路橋りょう費国庫補助金	1,275,282	緊急地方道路整備事業費（定額）	1,275,282
				03 河川海岸費国庫補助金	91,228	堰堤改良事業費（4/10）	8,228
						河川管理施設長寿命化事業費（1/2）	94,500
						急傾斜地崩壊対策事業費（4.75/10）	△19,000
						津波・高潮危機管理対策緊急事業費（1/2）	7,500
				04 港湾費国庫補助金	5,000	港湾環境整備事業費（5/10）	5,000
				05 都市計画費国庫補助金	645,272	公園整備事業費（1/2）	645,272
09 教育費国庫補助金	745,913	385,577	1,131,490	01 教育総務費国庫補助金	352,320	高等学校等奨学給付金事業費（10/10）	351,070
						拠点形成支援費（1/2）	1,250
				05 特別支援学校費国庫補助金	18,528	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	18,528

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
				07 保健体育費国庫補助金	14,729	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額） 14,729
計	27,861,494	3,221,839	31,083,333			

（項）　03　委　　託　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
01　総　務　費　委　託　金	1,178,462	7,000	1,185,462	05 防災費委託金	7,000	自主防災組織等活性化推進費　2,000 消防団の力向上モデル事業　5,000
08　教　育　費　委　託　金	90,256	3,612	93,868	01 教育総務費委託金	3,612	広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築費　3,612
計	1,841,533	10,612	1,852,145			

（款）　12　繰　　入　　金

（項）　02　基 金 繰 入 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
02　命を守るための大規模災害対策基金繰入金	500,000	20,000	520,000	01　命を守るための大規模災害対策基金繰入金	20,000	
計	28,438,817	20,000	28,458,817			

（款）　13　繰　　越　　金

（項）　01　繰　　越　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
01　繰　　越　　金	1,000,000	508,665	1,508,665	01 繰　　越　　金	508,665	
計	1,000,000	508,665	1,508,665			

（款）　15　県　　債

（項）　01　県　　債

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
01　総　務　債	1,199,000	9,000	1,208,000	03 防　災　費　債	9,000	防災対策指導費	9,000
05　農　林　水　産　業　債	5,393,000	563,000	5,956,000	03 農　地　費　債	30,000	県営かんがい排水事業費	1,000
						老朽ため池等整備事業費	29,000
				04 林　業　費　債	410,000	森林環境保全整備事業費	84,000
						森林基盤整備事業費	137,000
						治山事業費	145,000
						林野地すべり防止事業費	44,000
				05 水 産 業 費 債	123,000	広域漁港整備事業費	19,000
						水産物供給基盤機能保全事業費	42,000
						水域環境保全創造事業費	15,000
						漁港海岸保全施設整備事業費	47,000
07　土　木　債	24,278,000	1,877,000	26,155,000	02 道路橋りょう費債	1,007,000	直轄道路改良事業負担金	256,000

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
						緊急地方道路整備事業費	751,000
				03 河川海岸費債	356,000	直轄河川事業負担金	132,000
						総合流域防災事業費	90,000
						堰堤改良事業費	13,000
						河川管理施設長寿命化事業費	94,000
						通常砂防事業費	19,000
						津波・高潮危機管理対策緊急事業費	8,000
				04 港　湾　費　債	216,000	直轄港湾事業負担金	153,000
						港湾海岸保全施設整備事業費	60,000
						港湾環境整備事業費	3,000
				05 都市計画費債	298,000	公園整備事業費	298,000
計	45,708,000	2,449,000	48,157,000				

3 歳　　出

（款）　02　総　　務　　費

（項）　02　企　　画　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
02 計画調査費	4,696,125	56,500	4,752,625	24,250			32,250	12 委託料	30,500	1 広域交流連携推進費 8,000
								18 負担金、補助及び交付金	26,000	2 地方創生の深化のための支援費 48,500 職域がん検診受診体制整備奨励費補助金 8,000 とくしまマラソン実行委員会負担金 18,000 事務費 22,500
計	7,662,813	56,500	7,719,313	24,250			32,250			

（項）　06　防　　災　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
01 防災総務費	2,641,110	33,031	2,674,141		9,000	繰入金 20,000	4,031	07 報償費	450	1 防災対策指導費	33,031
								08 旅費	238		
								10 需用費	104		
								11 役務費	100		
								12 委託料	32,039		
								13 使用料及び賃借料	100		
02 消防指導費	536,532	7,000	543,532	7,000				07 報償費	680	1 消防指導費	7,000
								08 旅費	170		
								10 需用費	500		
								11 役務費	50		
								12 委託料	5,470		
								13 使用料及び賃借料	130		

計	3,177,642	40,031	3,217,673	7,000	9,000	20,000	4,031			

（款）　03　民　　生　　費

（項）　02　児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 児童福祉総務費	6,919,018	14,169	6,933,187				14,169	18 負担金、補助及び交付金	14,169	1 児童健全育成対策費 放課後子ども総合プラン推進費補助金 14,169
計	16,629,186	14,169	16,643,355				14,169			

（款）　04　衛　　生　　費

（項）　01　公 衆 衛 生 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
01 公衆衛生総務費	2,506,968	18,986	2,525,954	16,136			2,850	18 負担金、補助及び交付金	18,986	1 母子保健対策費 産科医療確保対策費補助金 18,986
03 予防費	2,589,731	2,000	2,591,731	1,000			1,000	07 報償費	148	1 健康増進普及費 2,000
								08 旅費	218	
								10 需用費	600	
								11 役務費	584	
								13 使用料及び賃借料	450	
計	7,127,812	20,986	7,148,798	17,136			3,850			

（項）　02　環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
03 環境衛生指導費	872,193	45,000	917,193				45,000	18 負担金、補助及び交付金	45,000	1 上水道施設整備管理指導費	45,000
										浄化槽整備事業費補助金	25,000
										下水道整備事業費補助金	20,000
計	2,536,198	45,000	2,581,198				45,000				

（款）　05　労　　働　　費

（項）　01　労　　政　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 労政総務費	2,168,292	20,000	2,188,292	20,000				10 需用費	500	1 一般労政費 20,000 魅力ある職場づくり支援費補助金 18,000 事務費 2,000
								11 役務費	500	
								12 委託料	1,000	
								18 負担金、補助及び交付金	18,000	
計	2,319,782	20,000	2,339,782	20,000						

（款）　06　農林水産業費

（項）　01　農　　業　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
06 植物防疫費	14,031	44,693	58,724	44,693				08 旅費	209	1 病害虫防除対策費	44,693
								10 需用費	3,259		
								12 委託料	41,225		
計	5,376,555	44,693	5,421,248	44,693							

（項）　03　畜　産　業　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
02 畜産振興費	57,821	109,143	166,964	109,143				18 負担金、補助及び交付金	109,143	1 畜産振興対策費 109,143 徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化補助金 12,672 飼料製造施設高度化事業費補助金 96,471
計	1,328,695	109,143	1,437,838	109,143						

（項）　04　農　　地　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
02 土地改良費	3,664,064	5,900	3,669,964	2,572	1,000	分、負 1,411	917	10 需用費	756	1 県営かんがい排水事業費	5,900
								14 工事請負費	5,144		
03 農地防災事業費	2,029,700	72,600	2,102,300	33,800	29,000	分、負 5,042	4,758	10 需用費	5,050	1 老朽ため池等整備事業費	72,600
								14 工事請負費	67,550		
計	10,271,284	78,500	10,349,784	36,372	30,000	6,453	5,675				

（項）　05　林　　業　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
02 林業振興指導費	2,630,309	27,500	2,657,809	27,500				18 負担金、補助及び交付金	27,500	1 森林計画編成事業費	
										森林の集約化モデル地域実証支援費補助金	27,500
04 造林費	1,052,827	216,641	1,269,468	114,445	84,000		18,196	07 報償費	5,616	1 森林環境保全整備事業費	201,103
								10 需用費	18,436	事業費補助金	186,903
										事務費	14,200
								12 委託料	3,386	2 優良種苗生産対策費	15,538
								17 備品購入費	2,300		
								18 負担金、補助及び交付金	186,903		
05 林道費	1,994,000	341,226	2,335,226	164,591	137,000	分、負 24,824	14,811	10 需用費	6,076	1 森林基盤整備事業費	341,226
								12 委託料	5,150		
								14 工事請負費	330,000		
06 治山費	3,005,743	389,880	3,395,623	179,250	189,000		21,630	10 需用費	21,280	1 治山事業費	298,120
								11 役務費	1,500	2 林野地すべり防止事業費	91,760

								12 委　託　料	27,800	
								13 使用料及び賃借料	1,000	
								14 工事請負費	333,400	
								16 公有財産購入費	3,000	
								21 補償、補塡及び賠償金	1,900	
計	9,639,966	975,247	10,615,213	485,786	410,000	24,824	54,637			

（項）　06　水　産　業　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
08 漁港建設費	1,072,434	289,793	1,362,227	138,420	123,000	分、負 16,420	11,953	10 需用費	10,000	1 広域漁港整備事業費	50,050
								12 委託料	79,793	2 水産物供給基盤機能保全事業費	111,300
								14 工事請負費	200,000	3 水域環境保全創造事業費	31,350
										4 漁港海岸保全施設整備事業費	97,093
計	2,760,749	289,793	3,050,542	138,420	123,000	16,420	11,953				

（款）　07　商　　工　　費

（項）　03　観　　光　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 観光費	1,687,630	97,500	1,785,130	32,500			65,000	12 委託料	3,000	1 観光交流推進費 とくしまマラソン実行委員会負担金 65,000
								18 負担金、補助及び交付金	94,500	2 観光とくしま促進費 32,500 外国人観光誘客促進費補助金 29,500 事務費 3,000
計	1,687,630	97,500	1,785,130	32,500			65,000			

（款）　08　土　　木　　費

（項）　02　道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
03 道路新設改良費	15,148,467	2,394,740	17,543,207	1,275,282	1,007,000		112,458	10 需用費	20,390	1 国直轄事業負担金	284,740
								12 委託料	552,430	2 緊急地方道路整備事業費	2,110,000
								14 工事請負費	1,517,180		
								16 公有財産購入費	10,000		
								18 負担金、補助及び交付金	284,740		
								21 補償、補塡及び賠償金	10,000		
計	24,190,324	2,394,740	26,585,064	1,275,282	1,007,000		112,458				

（項）　03　河川海岸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
02 河川改良費	8,347,278	365,562	8,712,840	102,728	239,000		23,834	10 需用費	3,220	1 国直轄事業負担金 147,062
								12 委託料	58,280	2 堰堤改良事業費 19,500
								14 工事請負費	92,000	3 河川管理施設長寿命化事業費 199,000
								16 公有財産購入費	28,000	
								18 負担金、補助及び交付金	147,062	
								21 補償、補塡及び賠償金	37,000	
03 砂防費	4,396,900	200,500	4,597,400	96,350	109,000	分、負 △2,000	△2,850	10 需用費	2,744	1 通常砂防事業費 41,100
								12 委託料	7,056	2 総合流域防災事業費 159,400
								14 工事請負費	190,700	
04 海岸保全費	490,000	16,000	506,000	7,500	8,000		500	10 需用費	280	1 津波・高潮危機管理対策緊急事業費 16,000
								12 委託料	4,720	
								14 工事請負費	6,000	

								16 公有財産購入費	2,000	
								21 補償、補塡及び賠償金	3,000	
計	13,800,080	582,062	14,382,142	206,578	356,000	△2,000	21,484			

（項）　04　港　　湾　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
02 港湾建設費	3,367,778	349,758	3,717,536	108,000	216,000	分、負 1,500	24,258	10 需用費	2,604	1 国直轄事業負担金	169,458
								12 委託料	14,696	2 港湾海岸保全施設整備事業費	169,800
								14 工事請負費	163,000	3 港湾環境整備事業費	10,500
								18 負担金、補助及び交付金	169,458		
計	4,584,878	349,758	4,934,636	108,000	216,000	1,500	24,258				

（項）　05　都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
03 公園費	3,938,003	1,048,422	4,986,425	645,272	298,000		105,150	10 需用費	13,532	1 公園整備事業費	1,048,422
								12 委託料	104,346		
								14 工事請負費	930,544		
計	6,512,206	1,048,422	7,560,628	645,272	298,000		105,150				

（款）　10　教　　育　　費

（項）　01　教 育 総 務 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	節 区分	節 金額	説明
02 事務局費	4,729,033	404,649	5,133,682	404,649				18 負担金、補助及び交付金	404,649	1 管理運営費 高等学校等就学支援金 351,070 2 私立学校振興費 高等学校等就学支援金 53,579
04 教育指導費	3,465,208	13,612	3,478,820	4,862			8,750	07 報償費	1,042	1 学校教育振興費 13,612
								08 旅費	2,820	
								10 需用費	677	
								11 役務費	59	
								12 委託料	8,900	
								13 使用料及び賃借料	114	
計	13,666,721	418,261	14,084,982	409,511			8,750			

（項）　05　特別支援学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 特別支援学校費	7,532,625	18,528	7,551,153	18,528				18 負担金、補助及び交付金	18,528	1 学校管理運営費 県立特別支援学校給食費等支援費補助金 18,528
計	8,914,642	18,528	8,933,170	18,528						

（項）　07　保 健 体 育 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 保健体育総務費	299,000	14,729	313,729	14,729				18 負担金、補助及び交付金	14,729	1 給食管理指導費 県立中学校等給食費支援費補助金　14,729
計	1,381,069	14,729	1,395,798	14,729						

補正予算（第２号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
水道施設強靱化支援事業費に係る補助金	108,000			自 令和８年度 至 令和９年度	108,000				108,000

補正予算（第２号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前年度末現在高	当該年度中増減見込み						当該年度末現在高見込額		
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	538,837,015	41,704,000	2,449,000	44,153,000	39,270,986		39,270,986	541,270,029	2,449,000	543,719,029
(1) 土木	344,541,371	24,112,000	1,877,000	25,989,000	28,545,989		28,545,989	340,107,382	1,877,000	341,984,382
(2) 農林水産	75,651,430	5,393,000	563,000	5,956,000	4,409,050		4,409,050	76,635,380	563,000	77,198,380
(9) 総務	39,864,279	1,199,000	9,000	1,208,000	3,532,017		3,532,017	37,531,262	9,000	37,540,262
合計	783,124,509	45,708,000	2,449,000	48,157,000	60,093,000		60,093,000	768,739,509	2,449,000	771,188,509